

第1条（目的）

本規程は、喜多方市立塩川中学校が運営するホームページ（以下「塩中ルーム」という。）の運営や管理の方法などについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（総則）

塩中ルームは保護者や地域住民への迅速な情報提供・共有を図り、相互の交流や連携を深めることを期待して運用する。また、教職員が管理運営に主体的に関わることによりICT活用力の一層の伸長を目指す。

第3条（サイトの名称及び管理運営主体）

塩中ルームは、喜多方市教育委員会が管理するウェブサイト「喜多方教育ポータル」上に開設し、その設置場所はF K Sのサーバとする。

第4条（管理責任者）

管理責任者を校長とし、塩中ルームの運用に関して所属職員に対する指導及び監督を行い、塩中ルームの管理運用に関する責任を負う。

第5条（運用責任者）

管理責任者は運用責任者をおき、教頭をもって充てる。運用責任者は塩中ルームから発信する情報や受信する情報について、個人情報、有害情報、知的所有権の保護に関し適切な管理を行う。

第6条（管理運用）

塩中ルームは管理責任者が管理運用する。

2 塩中ルームは、技術上の理由又は管理責任者の判断により、運用を停止する場合がある。この場合、事前に利用者に通知することを前提とするが、緊急の場合は予告なしに停止する場合がある。

第7条（作成および公開）

職員は、エントリ記事を作成し、必要なデータをアップロード及びダウンロードすることができる。

2 運用責任者は、必要に応じて管理するルーム内にサブルームやページを作成することができる。

3 塩中ルームにおける公開情報は、公開の目的に基づき作成されたもので、管理責任者の事前承認を得たものに限る。その内容は、中学校の概要、スケジュール、教育活動の紹介等である。

第8条（ログインID及びパスワード管理）

塩中ルームへのログインID及びパスワードの登録と管理は運用責任者が行う。職員は与えられたログインIDとパスワードを使用して記事の作成等を行うが、その情報について第三者に開示又は漏洩してはならない。

第9条（個人情報及び著作権保護）

次の情報は、本サイトに掲載、公開してはならない。

- (1) 福島県個人情報保護条例第二条に定義される個人情報、保有個人情報及び個人情報ファイル
- (2) 著作権法第二条に定義される著作者の許諾を得ていない著作物
- (3) その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報
- (4) 塩中ルームの設置目的にそぐわない情報

2 次の情報を公開するにあたっては、当事者の承諾を必要とする。

(1) 児童生徒や第三者が特定される写真等を掲載する場合は、集合場面や画質を下げる等、個人が特定できないように配慮する。やむを得ず個人が特定できる写真等を掲載する場合は、児童生徒本人及び保護者等の承諾を得ること。

(2) 児童生徒の作品等を掲載する場合は、原則として個人情報を掲載しないこと。ただし、教育上必要があると認められる場合は、その範囲を氏名、学年等最小限にする。

3 次の情報は、状況によって公開できる。

(1) 公開することを前提に本人から任意に提供された情報

(2) 出版、報道等により公にされており、今後の非公開にする理由のないことが明らかである情報

(3) 特定の個人が認識、又は識別できない情報

(4) 学校行事や集合写真、学校紹介など学校の教育活動等に関する情報（顔と氏名が一致しないよう配慮された情報）

(5) 児童生徒の生命や健康・安全に影響を及ぼすおそれのある情報

第10条（規程の明記）

塩中ルームに本規程を明記し、本規程に基づいた情報の掲載であることを明らかにする。また、その他必要事項について別に細則を設ける。

附則 本規程は平成25年10月8日より実施する。